

令和5年第11回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年3月22日(水)			午前10時00分から 午前10時35分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員		
	事務局	江川局長、油川次長、増田選挙法規担当係長、中野主査		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	なし
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案12号	杉並区選挙管理委員会傍聴規程の改正について		決定
	協議事項	令和5年東京都選挙事務運営協議会の部会構成について		/
	報告11-1	第5回杉並区明るい選挙推進協議会の開催について		了承
	報告11-2	警察との打合せについて		了承
	その他	選挙時啓発のPRテープについて		
委員長	これから令和5年第11回の定例会を開会いたします。			
<杉並区選挙管理委員会傍聴規程の改正について>				
委員長	議案第12号杉並区選挙管理委員会傍聴規程の改正について事務局から説明をお願いします。			
局長	<p>杉並区選挙管理委員会傍聴規程の改正についてです。</p> <p>前回、改正内容を協議していただき、改正する内容が決定しましたので、議案書のとおり改正文案を作成しました。</p> <p>前回の確認となりますが、大きな改正点は2点です。会議開始前に傍聴申請を提出しなければならず、かつ傍聴者の定員が5人であったものを、会議の開始後でも傍聴申請の提出を可能とし、かつ、傍聴者の定員制限を削除したものです。その他は文言の整理となります。改正箇所等は記載のとおりで、前回の指示に基づいた改正内容となっております。</p>			
委員長	<p>前々回と前回の本委員会で、傍聴規程について協議してきた内容について、事務局が改正文の案を作成してくれて、議案として正式に提案されました。</p> <p>これに関して、ご意見やご質問はありませんか。</p>			
小井委員	<p>前回の資料を本日忘れてしまい、手元に無いので確認です。</p> <p>第8条の「一に」を「いずれかに」に改める。とありますが、いままでは、何々にと記載されていたのですでしたか。</p>			
局長	<p>資料の最終頁に改正後の全文を付けてありますので、第8条の条文をご覧ください。改正後は「傍聴人は、次の各号のいずれかに」となっておりますが、以前は「傍聴人は、次の各号の一に」でしたので、今回の改正を機に「一に」から「いずれかに」文言の整理を行っております。</p>			
小井委員	了解しました。			

委員長	7条の「外とう」を「コート、マフラー」に直したのと一緒に、5条と8条は「一に」を、「いずれかに」に直したということです。 それでは、改正はいつから施行しますか。
局長	本日、改正が決定されれば、即日で告示を行い、明日以降に開かれる選挙管理委員会から、人数制限なく途中からの傍聴が可能となります。
委員長	それでは、今後の会議から新しい傍聴規程に改正されるということで、内容及び時期について、議案のとおり決定でよろしいでしょうか。
(一同)	異議なし
委員長	それでは、事務局で手続きを進めてください。
	<令和5年東京都選挙事務運営協議会の部会開催について>
委員長	協議事項 令和5年東京都選挙事務運営協議会の部会構成について事務局から説明をお願いします。
局長	東京都選挙管理委員会から特別区選挙管理委員会連合会宛てに、令和5年東京都選挙事務運営協議会の部会構成及び取りまとめ役の推薦依頼が来ております。課題は裏面のとおり第1部会「異常気象等に伴う選挙事務運営」、第2部会「選挙管理システムの標準化」、第3部会「選挙時における若年層との連携」の3つの検討部会の内、いずれかに所属し検討を行います。近年は、コロナ禍で書面開催でしたが、令和5年度からは、会議も実施されると思われま。先ずは、第1から第3部会の中で、どの部会に参加したいかの希望調査となります。
委員長	この検討部会の題材は、昨年12月頃に決定したと連絡が来ていました。今回は、その中でどこに入りたいですかと希望調査があり、希望を出す必要がある訳ですね。ちなみに第3部会は、杉並区から提案した題材でしたよね。 普通に考えて、第3部会のお題となった「選挙時における若年層との連携」を提案した区なのだから、第3部会を希望するのが筋だと思いますが、皆様のお考えは如何でしょうか。
(一同)	第3部会でよいと思う。
委員長	それでは、第3部会を希望で提出をお願いします。
次長	分かりました。結果が届きましたら、改めて第なん部会に決定した旨の報告をいたします。
委員長	検討する課題は単年で検討結果を集約して、次の年はまた別の課題に変わってしまうのでしょうか。
次長	はい。今年は4月に選挙があるので、実際の動きだしは統一地方選挙が終了してからだと思います。
委員長	了解しました。第3部会に参加希望を提出して下さい。
	<第5回杉並区明るい選挙推進協議会の部会構成について>
委員長	続きまして、報告事項11-1 第5回杉並区明るい選挙推進協議会について、事務局より説明をお願いします。
局長	報告事項11-1 第5回杉並区明るい選挙推進協議会についてです。本日、この後午前11時から第3・4委員会室で第5回杉並区明るい選挙推進協議会が開催されます。協議会の次第としては、資料のとおり投票マッチングの中止に至る経緯とお詫びを行います。資料及び内容等は先週実施した、投票率アッ

	<p>ブ企画委員会と同じ内容です。</p> <p>本日、3名から既に欠席の連絡がありましたので15名で開催予定です。</p>
委員長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>明るい選挙推進協議会の前回実施は1月11日で、その時は、新たに投票マッチングという啓発事業を実施するので、明るい選挙推進協議会委員には、一早く説明を行っておく必要があるとし、事務局に指示して推進協議会を開催しました。</p> <p>今回は、その投票マッチング事業を中止したことについて、説明及びお詫びを行うために、事務局に指示して、日程調整等を行っていただいたものです。</p> <p>あと、議題は投票マッチングについてですが、区議会議員選挙まで1箇月程度ですので、街頭啓発などの選挙時啓発に対する依頼も行っていかなければなりません。</p> <p>本件についてご質問やご意見はございませんか。</p>
局長	<p>街頭啓発の日程と場所が決まりましたので、ご自身の地区の明るい選挙推進委員へお知らせ頂き、集まるよう周知をお願いします。</p>
委員長	<p>あと、選挙公報を早く配るようにすることもお伝えしてください。</p>
局長	<p>選挙公報に関しては、17日の午後には、期日前投票所全14箇所、駅、区立施設には配り終えること。区のホームページに電子版を17日午前8時にアップしますので、期日前投票が始まる前には、選挙公報を見る事が可能ですと報告します。</p>
委員長	<p>それは、これまでも電子版はあったけど、もっと遅かったのですか。</p>
局長	<p>そうですね、今までは広報課を通じて午前8時30分以降にアップしていたのですが、今回からは選挙管理委員会事務局長の権限で更新できるよう、広報課と協議しました。</p>
委員長	<p>少しずつですが、前進していますね。</p>
局長	<p>期日前投票開始前に、電子版だけでも見られる状況にある事が重要だと思います。</p>
小井委員	<p>では、区の公式Twitterなどでも、見られるようになります等を事前に発信ができるといいですね。</p>
局長	<p>4月15日号の広報すぎなみに掲載します。で同じく区のホームページに掲載しておきます。</p>
小井委員	<p>ホームページもいいですが、Twitter等の方が若い方にはなじみがあり、利用者も多いと思います。</p>
局長	<p>広報課とも調整してみます。</p>
委員長	<p>よろしくをお願いします。</p> <p>後はよろしいでしょうか。では、本件は了承します。</p>
	<p><警察との打合せについて></p>
委員長	<p>続きまして、報告事項11-2 警察との打合せについて、事務局より説明をお願いします。</p>
局長	<p>報告事項11-2 警察との打合せについてです。今回も適正な選挙執行に向け、区内三警察署と事務打合わせ会を実施します。</p> <p>次第はお手元の資料のとおりです。</p> <p>先日、杉並警察と事前打ち合わせを行った際に、ヘイトスピーチについて話</p>

	<p>をしてきました。区選管も立候補予定者全てに、公選法上はヘイトスピーチを規制することはできないけど、他の法律が免除される訳ではないので、くれぐれも行わないよう伝えていきます。実際に起きてしまった場合は選管にも通報が想定されます。選管に通報があった際は、現場に確認に行き発言内容が余りにもひどい場合でも、選挙運動なので直ちに止めろとは言えませんが、ヘイトスピーチの度が過ぎませんかと警察と連携し注意をしていく必要があると思っています。今回の選挙に関しては、ゼロ件ということはないと思っていますと話をしてきました。本日もこの件については、改めてお願いしていこうと思っています。</p>
委員長	<p>少し前から投票箱を積んだ車両の搬入経路について、話題があったと思いますが、その辺については大丈夫なのですか。</p>
局長	<p>前回整理しておりますので、今回も同じ様に、1号車が青梅街道から荻窪体育館方面に入る際は、左折のみとしておりますので変わりありません。 警察官が立つ位置についても既に打ち合わせております。</p>
委員長	<p>了解しました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。 無ければ、報告了承とします。</p>
	<p style="text-align: center;"><そ の 他></p>
委員長	<p>本日の議題は終了しましたが、事務局より他にございますか。</p>
局長	<p>選挙時啓発として、放送設備のある商店街にお願いして、宣伝カーで流しているものと同じテープを流してもらっていました。 今回、松庵小学校に協力してもらい、6年生の児童が有権者に向けた呼びかけ文から作成してもらい、本人に吹き込んでもらう試みを実施します。 プロのアナウンサーの吹き込んだものと交互に流してもらいます。</p>
委員長	<p>啓発テープは、選挙ごとに作成していますよね。 だから、今回、小学生にやってもらうのですか。</p>
局長	<p>プロがしゃべっていると、何となく聞き流されてしまうので、子どもがしゃべることで、他の放送と違うことで耳を傾けてもらうねらいがあります。 期日前用と当日用の2種類を作成します。</p>
委員長	<p>どういう切っ掛けで始めようと思ったのですか。</p>
局長	<p>松庵小学校と付き合いが長いので何かできないかというものからです。 もう一つは、矢口区議からも、ポートマッチに代わるものは、なにかないのかという質問も切っ掛けの一つではあります。</p>
小井委員	<p>小学生にもいい経験になると思います。</p>
局長	<p>ただ、宣伝カーは動きながら流すので、プロが吹き込んだもののみを使用します。</p>
松島委員	<p>これは、小学生が商店街に行くのですか。</p>
局長	<p>いえ、学校の放送室で録音したデータをもらいます。</p>
委員長	<p>この文は、小学生が考えたのですか。</p>
局長	<p>はい。</p>
委員長	<p>「多くの杉並区民の考えが反映されない政治」政治という単語が気になるのですが。区政とか言い変えることができるのですか。</p>

小井委員	でも、小学生には区政という言葉の方が、馴染みが無い気がします。学校の先生の点検を受けているのですよね。
梅田委員	選挙啓発に小学生を使用することは、公職選挙法で問題にはなりませんか。
局 長	なりません。
委員 長	分かりました。
梅田委員	初めての試みとしてということですね。了解しました。
小井委員	どこの商店街も近くの学校の児童に吹き込んでもらった方が、保護者等が商店街に来てくれるので、依頼が来るようになるといいですね。
委員 長	その他にありますか。
局 長	特にありません。
委員 長	では、最後に今後の日程についてお願いします。
局 長	日程について、次回29日は9時からで、4月5日10時からです。4月5日は、定例会前に人事異動の発令がありますので、いつも早め目にお集まり願います。また、29日は、委員会終了後に、10時から第4会議室で期日前投票管理者との打合せ会があります。
委員 長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。